

広島県知事免許の新規申請における必要書類チェック表

●新規申請を受付けている広島県知事免許
准看護師、調理師、栄養士、製菓衛生師

«准看護師»

◎必要書類（新規）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 5,600 円	<p>原則として、准看護師試験の受験票に同封されている納付書により納付してください。</p> <p>尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は納付書裏面にあるいづれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。</p> <p>※身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳または精神障害者保健福祉手帳のいづれかを所持する方で、県内に住所を有する方は手数料免除の対象です。該当の手帳を持ってきてください。</p>
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	診断書	診断日から 1 カ月以内のもの
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	<p>発行日から 6 カ月以内のもの 住民票の写しの場合、本籍地が記載され、個人番号を省略したものが必要です。</p> <p>※申請書とそのほかの書類の氏名等が異なる場合は、住民票の写しではなく本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本が必要です。</p> <p>【日本国籍を有しない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し <p>※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（発行日から 6 カ月以内で、国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）
	合格証書の写し	<p>窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。</p> <p>※広島県准看護師試験合格者は、申請書に試験施行年月日、試験地、受験番号の記載があれば省略ができます。</p>

«調理師»

◎必要書類（新規）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 5,600 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	診断書	発行日から 3 カ月以内のもの
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	申請日前 6 カ月以内のもの 住民票の写しの場合、本籍地が記載され、個人番号を省略したものが 必要です。 ※申請書とそのほかの書類の氏名等が異なる場合は、住民票の写し ではなく本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本が必 要です。 ・申請書とそのほかの書類の氏名等が異なる 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（発行日から 6 カ月以 内で、国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）
	資格を証する 書類 ①②または③	★調理師養成施設卒業者（1 号該当） ①調理師養成施設の卒業証書の写しまたは卒業証明書 ※卒業証書の場合、窓口にて原本照合を行うため卒業証書原本も持 ってきてください ②調理師養成課程単位履修証明書 ★調理師試験合格者（2 号該当） ③調理師試験合格証書または合格通知書

«栄養士»

◎必要書類（新規）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 5,600 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	申請日前 6 か月以内のもの 住民票の写しの場合、本籍地が記載され、個人番号を省略したものが 必要です。 ※申請書と卒業証明書、履修証明書の氏名等が異なる場合は、住民票 の写しではなく、本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄 (謄) 本が必要です 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（発行日から 6 か月以 内で、国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）
	資格を証する 書類①②	①養成施設の卒業証明書または卒業証書の写し ※卒業証書の写しは窓口にて原本照合しますので卒業証書原本も持 ってきてください ②栄養士養成課程単位履修証明書

《製菓衛生師》

◎必要書類（新規）

チェック	必要書類名	備考
	手数料 5,600 円	振込用紙は窓口で配布しております。 尾道市では、申請窓口にて手数料の納付はできません。手数料は振込用紙裏面にあるいずれかの機関で納付後、振込証明書を申請時に持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	診断書	発行日から 3 か月以内のもの
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	申請日前 6 か月以内に発行されたもの 住民票の写しの場合、本籍地が記載され、個人番号を省略したものが 必要です。 ※申請書と卒業証明書、履修証明書の氏名等が異なる場合は、住民票 の写しではなく、本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄 (謄) 本が必要です 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（発行日から 6 か月以 内で、国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）
	資格を証する 書類	製菓衛生士試験合格証書